

「(仮称) 下水道展'23 札幌」出展企画・運営業務 提案説明書

1 業務の名称

「(仮称) 下水道展'23 札幌」出展企画・運営業務

2 趣旨

本説明書は、「(仮称) 下水道展'23 札幌」出展企画・運営業務の契約候補者を選定するために実施する公募型企画競争に関して、必要な事項を定めるものである。

3 業務の背景・目的

令和5年(2023年)8月1日～4日に開催予定の「(仮称) 下水道展'23 札幌」は、下水道事業に対する市民の理解を深めるとともに、下水道の仕組みや役割をPRすることはもとより、食や観光などを含めた北海道の魅力を全国に発信する絶好の機会となる。

本業務は主として、北海道で初の開催となる下水道展の目玉として考案した「(仮称) オール北海道・下水道コーナー」(パブリックゾーン内に出展)や、食や観光のPRを行う「(仮称)おもてなしスペース」の展示内容などを具体的に企画・検討し、制作、設営、運営等を行うことを目的とする。(パブリックゾーン・(仮称)おもてなしスペースについては、別紙1のとおり。)

4 業務の内容

詳細については、「(仮称) 下水道展'23 札幌」出展企画・運営業務仕様書(案)(公募型プロポーザル用)(別紙2)のとおり。

5 履行期間

契約を締結した日から令和5年10月31日まで

6 業務規模

36,000千円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限額とする。

ただし、契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

7 参加資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始決定後の者は除く。)等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (3) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「広告業」に登録されている者であり、かつ、札幌市内に本店又は支店等を有していること。
- (4) 企画提案書等の提出期限時点において、札幌市競争入札参加停止等措置要領(平成14年4月26日財政局理事決裁)の規定に基づく参加停止措置(以下「参加停止措置」という。)を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの企画競争に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での参加を希望していないこと。
- (6) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係がある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

(ア) 子会社等(会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。(イ)において同じ。)と親会社等(同条第4号の2に規定する親会社等をいう。(イ)において同じ。)の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

(イ) 一方の会社等(会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。)

以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合を除く。

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であって、aからdまでに掲げる者に準ずる者

(i) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に管財人という。)を現に兼ねている場合

(ii) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ 入札に参加する事業協同組合等の組合と他の入札参加者について、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例(平成25年条例第6号。以下「条例」という。)に基づき、次に掲げる者でないこと。

ア 役員等(申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。)が暴力団員(条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる者

イ 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

8 企画競争に係る契約締結までのスケジュール(予定)

告示・公募開始	令和4年(2022年)5月30日(月)
質問票提出期限	令和4年(2022年)6月13日(月) 17時まで
質問に係る回答の公開予定	令和4年(2022年)6月17日(金)まで
参加申込書等提出期限	令和4年(2022年)6月24日(金) 17時まで
企画提案書等提出期限	令和4年(2022年)6月30日(木) 17時まで
資格審査・一次審査(書類審査)	令和4年(2022年)7月6日(水)
資格審査・一次審査等結果通知	令和4年(2022年)7月7日(木)
二次審査(プレゼンテーション)	令和4年(2022年)7月13日(水)
契約候補者の発表(結果通知)	決定後速やかに
契約締結	令和4年7月中旬

9 本提案説明書等の交付

本提案説明書、仕様書、本企画競争の参加に必要な様式等は、令和4年(2022年)5月30日(月)から、下記22の場所にて交付するほか、札幌市公式ホームページからダウンロードできる。

(URL：<https://www.city.sapporo.jp/gesui/keiyaku/r4nendo/8220.html>)

なお、(仮称)オール北海道・下水道コーナーや、(仮称)おもてなしスペースに係る札幌ドーム・札幌コンベンションセンターの想定使用場所等の図面が必要な場合は、下記22の場所にて交付する。

10 申込方法

本企画競争に参加を希望する者は、次のとおり書類を提出すること。

(1) 提出期限

(4)ア及びイ：令和4年6月24日(金)17時00分(必着とする。)

(4)ウ～カ：令和4年6月30日(木)17時00分(必着とする。)

(2) 提出方法

送付又は持参により提出すること。(送付の場合は受領期限内に必着のこと。)

(3) 提出場所

下記22(持参の場合は、札幌市下水道河川局庁舎3階 事務室窓口で提出すること。)

(4) 提出書類及び提出部数

ア 企画競争参加申込書(様式1) 1部

イ 会社概要(様式2) 1部

ウ 企画提案書(表紙を除きA3判横片面5枚以内、様式自由) 計10部(正本：1部、副本：9部)

作成にあたっては、下記11～13によること。

エ 積算書(様式自由) 計10部(正本：1部、副本：9部)

正本・副本の作成方法については、下記12(2)～(3)と同様。

積算書には積算根拠を示すこととし、積算額が上記6「予算規模」に示した額を超える場合は失格とする。なお、当該金額は契約金額を確定するものではない。

オ 業務実施体制及び業務計画・工程計画(A3判横片面2枚以内、様式3) 計10部(正本：1部、副本：9部)

正本・副本の作成方法については、下記12(2)～(3)と同様。

カ 類似業務実績一覧(様式4) 計10部(正本：1部、副本：9部)

正本・副本の作成方法については、下記12(2)～(3)と同様。

当該業務を履行したことを証する契約書等の写し及び当該業務の内容を確認できる書類を添付すること。

11 企画競争において提案を求める事項

北海道の自治体が一丸となり実施する「オール北海道」という概念を反映した、企画コンセプトを検討の上、以下の事項を提案すること。

(1) 「(仮称)オール北海道・下水道コーナー」の構成

- ・小学校3・4年生及びその親を主なターゲットとし、参加・体験型の企画を通じて、下水道の役割や重要性を理解できる展示内容を提案すること。
- ・小学生の夏休みの自由研究をサポートするような構成を提案すること。
- ・完成イメージ図を提示すること。

(2) 「(仮称)おもてなしスペース」の構成

- ・道外からの出展者(企業等)を主なターゲットとし、北海道の魅力を効果的に発信できる企画を提案すること。
- ・来場者及び出展者がくつろぐことのできる飲食スペースについて提案すること。
- ・完成イメージ図を提示すること。

12 企画提案書の作成方法

企画提案書の作成は次によること。

- (1) 表紙をつけ、表題として「〔(仮称) 下水道展'23 札幌〕出展企画・運営業務 企画提案書」と記載すること。
- (2) 1部は、社名を表紙に記載し、併せて提案者の担当部門及び責任者を明示すること（これを「正本」という。）。
- ~~(3) 表紙に社名を記載しない企画書を○部作成すること（これを「副本」という。）。~~
- (3) 企画提案書には、正本を除き、会社名及び会社名を類推できる表現や氏名を入れず、「弊社」若しくは「△△社」、氏名については「□□」等、法人及び個人を特定できない表現で記載すること（これを「副本」という。）。
- (4) 提出できる企画提案は、一の事業者につき1件とし、複数の提案は認めない。また、一の案のなかに、複数パターンの提案が含まれるもの（全てのパターンを実施した場合、予算規模を超過することとなる提案）も認めない。
- (5) 体裁は次のとおりとする。
 - ア 言語は日本語、通貨単位は円とすること。
 - イ 文字サイズは、10.5ポイント以上とすること。
 - ウ A3判横で上下左右に20mm以上の余白を設定すること。
 - エ ~~表紙・目次・添付書類・一覧表をつけ、~~ ページ下部にページ番号を振ること。
 - オ 片面印刷とすること。
 - カ 正本は一式を製本し、副本は製本せずに一式をクリップ留めとすること。
- (6) 難解な表現は避け、図解などを活用したわかりやすい説明に努めること。また、専門用語などの難解な用語には脚注などによる説明を付記すること。
- (7) 企画内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。企画書に記載した内容は、総予算額の中で実施できるものとみなす。

13 企画提案書の作成及び提出にあたっての留意事項

- (1) 提出後の企画提案書の訂正、差し替え、追加、再提出等は認めない。
- (2) 提出された企画提案書は返却しない。（電子媒体を含む。）
- (3) 企画提案書及び本企画競争に係る書類の作成、プレゼンテーション等提案にかかる一切の費用は参加者の負担とする。

14 質疑等の受付及び回答

本業務の仕様及び企画競争に係る質疑等は、次のとおりとする。

- (1) 質問の方法
別紙「質問票」（様式5）にて、電子メールにより提出すること。
また、電子メールのタイトルは【「(仮称) 下水道展'23 札幌」出展企画・運営業務に関する質問票】とすること。
- (2) 提出期限
令和4年(2022年)6月13日(月) 17時まで
- (3) 提出先
下記22と同じ。なお、電子メール送信後は電話により着信確認をすること。
- (4) 回答書の閲覧
質問の要旨及び回答は、令和4年(2022年)6月17日(金)までに、札幌市公式ホームページに掲載する。ただし、公表を要しないと認められる質問については、質問者のみに回答する。なお、提出期限までに到着しなかった質問票については、回答しない。

15 企画提案の審査及び選定方法

「(仮称) 下水道展'23札幌」出展企画・運営業務企画競争実施委員会（以下「実施委員会」という。）において、企画提案評価基準（別紙3）に基づき、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーション審査）を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

(1) 参加資格の確認及び一次審査（書面審査）

参加者の参加資格について、上記7「参加資格」に基づき確認を行い、参加資格を満たす者が5事業者を大きく超える場合、提出された企画提案書等により書面審査を行う。

なお、一次審査の通過者数は5事業者程度とし、参加資格の確認結果及び一次審査の結果は、令和4年(2022年)7月7日（木）までに電子メールにより全ての参加者に通知する。

ただし、参加者のうち、参加資格を有する者が5事業者程度の場合は、書面審査を省略する。

(2) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した企画提案について、プレゼンテーション審査を実施する。

ア 日時 令和4年(2022年)年7月13日(水)予定（詳細は一次審査通過者に別途通知する。）

イ 場所 札幌市下水道河川局庁舎1階 大会議室（予定） ~~所在地は下記○と同じ。~~

ウ 出席者 1事業者につき3名まで

エ 実施方法

プレゼンテーションは1事業者約40分（提案説明20分、質疑応答20分）の予定とし、順次個別に行う。（1事業者当たりの時間は変更する場合がある。）

なお、プレゼンテーションの際、プロジェクター・スクリーン等の使用は認めない。

(3) 契約候補者の選定

実施委員会の各委員が独立して評価を行い、その評価点の合計得点をもって実施委員会が評価を確定するものとする。最終審査（二次審査）においては、企画提案評価基準の満点の50%を最低基準点とし、最低基準点を超えた者のうち、合計得点が最も高い者を契約候補者として選定する。ただし、契約候補者となるべき最高得点を得た者が複数ある場合は、展示内容のうち「(仮称)オール北海道・下水道コーナー」の小計得点が高い者を上位とする。なお、これによっても優劣がつかない場合は、実施委員会での協議により契約候補者を選考する。

(4) 参加資格を満たす参加者が1事業者の場合

上記(1)の参加資格の確認において、参加資格を満たす者が1事業者のみの場合であっても、二次審査を実施し、その得点が上記(3)の最低基準点を超えたときは、当該参加者を契約候補者とする。ただし、当該参加者の合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

(5) 審査結果の通知

ア 上記(1)の参加資格の確認において、参加資格を満たさなかった者に対する通知は、参加資格を満たさなかった旨及びその理由を記載した書面により行う。

イ 最終審査（二次審査）の結果は、参加者全員に対し、文書により速やかに通知するものとする。ただし、審査の過程は公表しない。

16 失格要件

参加資格を満たすことについて確認を受けた者が、評価が確定するまでの間に、次のいずれかに該当した場合は失格とする。ただし、契約候補者となったものについては、契約を締結するまでの間に、次のいずれかに該当することとなった場合、契約候補者としての選定を取り消すものとし、その旨を書面により通知する。

(1) 参加資格を満たしていないことが判明したとき、又は満たさないこととなったとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載をしたこと、その他不正の行為をしたことが判明したとき

(3) 本説明書に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び本市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けたこと又は当該行為を求めたことが判明したとき

(4) 本企画競争の手続期間中に参加停止措置を受けることとなったとき

(5) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本説明書及び各様式の留意事項に適合しなかったとき

(6) 審査の公平性を害する行為を行ったと認められるとき

(7) その他、本説明書に定める手続、方法等を遵守しないとき

17 契約候補者との協議及び契約

(1) 上記15の審査によって選定した契約候補者と調達契約に係る詳細について協議のうえ、札幌市

契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他の関係規定に基づき、特定者を相手方とする随意契約の方法により契約を締結するものとする。

- (2) 契約候補者との協議が不調に終わった場合や、契約候補者が上記16の失格要件に該当する場合は、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。
- (3) 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

18 著作権に関する事項

- (1) 企画提案に係る著作権は、それぞれの参加者に帰属する。ただし、公表が必要と認められる場合は、札幌市は企画提案書の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (2) 札幌市が本企画競争の実施に必要と認めるときは、企画提案書等の提出書類を札幌市が無償で利用(必要な改変、書類の複製を含む。)することに許諾するものとする。
- (3) 参加者は、札幌市に対し、参加者が企画提案書を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (4) 提出された企画提案書その他本企画競争の実施に伴い提出された書類について、札幌市情報公開条例(平成11年条例第41号)に基づき公開請求があったときは、同条例の定めるところにより公開する場合がある。
- (5) 提出された企画提案書等の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、参加者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。
- (6) 本企画競争を経て契約の相手方となった者が本企画競争のために作成した全ての提出書類に係る著作権等は、札幌市に帰属するものとし、本業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用(複製の作成を含む。)することを許諾することとする。
- (7) 本企画競争において提案した企画内容の一層の充実を図るため、契約締結後、札幌市が受託者に対し、企画提案の内容の一部変更を指示する場合がある。
- (8) 本業務の受託者は、札幌市に対し、本業務の契約に基づく成果物(以下「本著作物」という。)に関連する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を札幌市に譲渡するものとする。
- (9) 本業務の受託者は、本著作物に関する著作人格権を、札幌市又は札幌市が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- (10) 本業務の受託者は、札幌市に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- (11) 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ札幌市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

19 その他留意事項

- (1) 札幌市が提供した資料等は、札幌市の下承なく公表、使用することができない。
- (2) 本業務に係るデザイン、意匠、版權及び業務に付随して発生するすべての権利は札幌市に帰属し、札幌市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。
- (3) 本業務に関連して得られた個人及び企業情報等の全てについて、札幌市及び当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

20 参加資格等についての申立て

本企画競争において参加資格を満たさない又は満たさないこととなった等の通知を受けた日の翌日から起算して10日(札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。)以内にその理由等について書面により求めることができる。

21 評価についての申立て

参加者は自らの評価に疑義があるときは、上記15(5)イの審査結果に係る通知を受けた日の翌日から起算して3日（札幌市の休日を定める条例で規定する休日を除く。）以内に、自らの評価について書面により疑義の申立てを行うことができる。

22 担当部局

〒062-8570 札幌市豊平区豊平6条3丁目2-1 下水道河川局庁舎3階

札幌市下水道河川局経営管理部経営企画課企画係 電話 011-818-3452 FAX 011-812-5203

メールアドレス gesui@city.sapporo.jp